

避難者向け県職員公舎入居者（世帯）募集要項

（趣旨）

第1条 この要項は、東日本大震災等により、福島県の避難指示区域以外（平成27年6月15日時点）から山形県内（以下「県内」という。）の応急仮設住宅等に避難している者（以下、複数人世帯の場合は「者」を「世帯」と読み替える。）のうち、応急仮設住宅等の供与期間終了後も避難を継続することが必要であり、かつ、自らの資力では住宅を確保することのできない者に対し、生活再建を支援することを目的として、無償で提供する山形県職員公舎（以下「公舎」という。）への入居の募集を行うために必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）応急仮設住宅等

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）に基づき、福島県からの応援要請に応え山形県が応急仮設住宅として供与している借上げ住宅、公営住宅、公務員宿舎及び福島県が供与している雇用促進住宅をいう。

（2）公舎

山形県公舎管理規則（昭和43年4月県規則第18号）に定める公舎をいう。

（提供公舎）

第3条 提供する公舎は、別表に掲げる50戸とする。

（入居対象者）

第4条 この要項において、入居の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福島県の避難指示区域以外から県内の応急仮設住宅等に避難している者のうち、応急仮設住宅等の供与期間終了後も避難を継続することが必要であり、次の各号のいずれにも該当する者のうち知事が入居の必要があると認めた者をいう。ただし、応急仮設住宅等において不適正な入居が認められる者は除く。

（1）所得税非課税世帯

（2）避難元の住居を既に引き払い、現在入居している応急仮設住宅等以外に住居を有していない者

2 前項の要件を満たす者のうち、現在就労していない者は、原則、就労支援等の自立支援を受けることを条件とする。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

（1）心身の不調がある者（医師の診断がある者）

（2）未就学児童の養育の必要がある者

（3）高齢者（平成28年12月1日現在満65歳以上）

（4）その他知事が認めた者

(入居期間)

第5条 公舎の入居期間は平成29年3月1日から平成31年3月31日までの最長2年1箇月とする。

(募集時期)

第6条 公舎の入居に係る募集期間は、平成28年12月21日から平成29年1月16日(必着)までとする。

(申請手続)

第7条 公舎の入居に係る申請は、避難者向け県職員公舎入居申請書(別記様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 現在居住している応急仮設住宅等の入居許可証又は貸与許可書等の写し
※ 山形県が提供する借上げ住宅に入居している場合は添付不要
- (2) 世帯全員分の住民票(住民票謄本)
- (3) 世帯全員分の市区町村が発行する平成28年度所得(課税)証明書(平成27年分)
- (4) 平成27年分確定申告書又は平成27年分源泉徴収票の写し(必要に応じて)
- (5) 避難元住居に関する申立書(別記様式第2号)
- (6) 同意書(別記様式第3号)
- (7) 医師の診断書(必要に応じて)
- (8) その他知事が必要と認める書類

(入居者の決定)

第8条 知事は、前条に規定する申請書を受理した時は、その内容を審査し、第4条に掲げる要件を満たす者のうち、知事が入居の必要があると認めた者に対し、速やかに入居決定し、入居決定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

2 提供戸数を超える応募があった場合の入居者の選定については、避難者向け県職員公舎入居者選定審査会における審査を行い決定する。

(入居決定の取消し)

第9条 知事は、本要項に違反し又は不正な行為により入居決定を受けた者があるときは、入居決定を取消することができるものとする。

(公舎の使用)

第10条 公舎の使用について必要な事項は、山形県公舎管理規則に定めるもののほか、公舎の特例入居取扱要領(平成28年12月21日管財第325号発総務部長通知)によるものとする。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要項は、平成28年12月21日から施行する。